

耐震改修等補助金

【木造住宅の建替え】

対象建築物

- ・耐震診断補助金交付制度の対象建築物に該当した建築物
- ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物（市が行う無料耐震診断も利用可能）

補助対象者

耐震診断補助と同じ

補助の対象となる建替え工事

- 補助対象となる既存建築物を除却し、補助対象者が新たに住宅を建築する工事
- ※新築する住宅の構造は木造以外も可。

補助金額

建替え工事に要した費用の23.0%（上限20万円）

【木造住宅の耐震改修】

対象建築物

建替え補助と同じ

補助対象者

耐震診断補助と同じ

補助の対象となる耐震改修

- ・建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計を行うこと
- ・耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることが確認できるもの
- ・耐震改修工事の工事監理及び現場検査を建築士事務所に所属する建築士が行うこと

補助金額

耐震改修工事に要した費用の23.0%（上限20万円）

耐震診断補助金

対象建築物

- ・市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は店舗部分が2分の1未満の併用住宅
- ・昭和56年6月1日以降に増改築していない
- ・地階を除く階数が2以下
- ・耐震診断の補助対象者本人又は1親等以内の親族が所有している

補助対象者

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している方（居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること）
- ・令和3年2月26日(金)までに耐震診断の補助金の交付を請求できる方

補助金額

耐震診断に要した費用の2分の1（上限5万円）

耐震シェルター・防災ベッドの設置 (簡易耐震改修)

対象建築物

建替え補助と同じ

補助対象者

耐震診断補助と同じ

補助の対象となる簡易耐震改修

- ・所定の構造強度が得られることを公的機関等が確認したもの
- ・工事管理、現場検査は工事施工者が行うこと

補助金額

- ・耐震シェルター
設置に要した費用の2分の1（上限20万円）
- ・防災ベッド
設置に要した費用の2分の1（上限10万円）



地震のときあなたのお住まいは安全ですか？
耐震診断補助金・耐震改修等補助金等のお知らせ

市では、一定要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修の補助金交付制度を設けています。更にこれらの制度に建替え工事にかかる補助が追加されました。要件すべてを満たす居住者に予算の範囲内で交付します。なお、補助金を受けるためには、業者との契約及び工事等を行う前にご相談ください。

★建築開発課 ☎25-1140

地震被害建物の応急危険度判定のため 資機材の備蓄を行っています

地震による被災建物は、その後に発生する余震等で倒壊したりして、人命に危険を及ぼす恐れがあります。2次災害防止のため被災後すぐに、応急危険度判定士が被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定します。

市では、万一、地震被害があった時を想定して、必要最小限の資機材を備蓄しています。

実地訓練も実施

市では、市内の民間判定士とともに、判定士の実地訓練として、彩の国既存建築物地震対策協議会と共同で実際の建物を使用した模擬訓練を実施し、大規模災害時に備えています。

また市では、熊本地震や東日本大震災など被災地からの要請により調査に出向き、住民の安全安心のために支援しました。

※この業務は罹災証明の被害調査とは異なります。



2月3日に市内で実施された実地訓練